

政令第百九十四号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年十月一日とする。

理 由

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。